

あやべ球場スコアボード改修事業

公募型プロポーザル実施要項

令和5年8月

綾部市定住交流部 文化・スポーツ振興課

あやべ球場スコアボード改修事業
公募型プロポーザル実施要項

この要項は、あやべ球場スコアボード改修事業（設計・施工）の受注事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1. 目的

あやべ球場は、平成12年のオープン以来、スポーツ少年団、中学校及び高等学校の部活動、また社会人やシニアなど、多くの方に野球のすばらしさを実感できる身近な施設として活用されてきた。しかし、現在は施設全体で老朽化が進んでおり、中でもスコアボードは、老朽化による不具合が著しく、早期の改修が必要な状況である。

改修にあたり、野球に関するノウハウや野球場設備への確かな設計・施工技術を取り入れ、予定期間内に改修を完了することを目指す。

設計・施工にあたっては、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公認野球規則及びその他関連する基準に従い、安全かつ適正に工事を完了するために、本プロポーザルを実施し、設計・施工業者の候補者を決定することを目的とする。

2. 一般項目

- | | |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 事業名 | あやべ球場スコアボード改修事業 |
| (2) 発注者 | 綾部市 |
| (3) 選定方法 | あやべ球場スコアボード改修事業公募型プロポーザル選定委員会で選定する。 |
| (4) 事業内容 | |
| ア 施工場所 | 綾部市上杉町大宝山10番地 あやべ球場 |
| イ 工期 | 契約締結日の翌日から令和6年6月30日
なお、現場作業は発注者と調整の上、着手すること。
令和6年6月30日までに総合運転調整の完了及び操作説明会を実施すること。 |
| ウ 事業概要 | ①事業に係るすべての測量及び実施設計
(詳細図面の作成、構造計算含む)
②野球場スコアボード改修工事
(実施設計完了後、発注者の確認を得ること)
③設計管理及び工事監理 |
| エ 施工条件 | 別紙「スコアボード仕様書」を満たすもの。 |
| オ 事業上限額 | 260,000,000円(消費税相当額含む) |
| カ 各年度の支払い予定額は次のとおり | |

上記（３）から（１０）の提出にあたり、次のアからオに従う事。

ア （３）から（１０）を１冊として、原本１部、写しを１０部、合計１１部を提出すること。

様式内の注意事項に沿って記載すること。

イ 下記①から④の内容については提案書（様式８－２）に必ず記入すること。

①機器仕様及び機能拡張について

②操作性について

③維持管理計画について

④自由提案について

※別紙「スコアボード仕様書」記載内容は実施すること。

ウ 参考資料は添付可とする。

エ 提案事項の目的と効果が明確となるように記載すること。

オ 提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。但し、審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化を行うことがある。

５．一次審査及び二次審査の概要

一次審査

（１）選定方法

参加者が４者以上あった場合、本事業に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類を基に書類審査を行い、上位３者を選定し、第一次審査通過者とする。

（２）審査基準

①審査項目・配点

項 目	配 点
① 会社概要	１０点
② 業務実績・業務遂行能力	１０点
③ 業務を行うものの資格、経歴及び実績	１０点
④ 機器仕様及び機能拡張、操作性、維持管理計画の内容	１０点
⑤ 業務の全体フロー、スケジュールの適格性	１０点
⑥ 実施体制に綾部市内業者を活用している。	１０点
合 計	６０点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
１０点	１０	８	６	４	２

（３）審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。また、第一次審査通過者には、別途プレゼンテーション等の日程及び要領について通知するものとする。

なお、参加者が4者未満のため、一次審査を行わなかった場合もその旨通知する。

*通知予定日：令和5年10月6日（金）

第二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者（参加者が4者未満の場合は参加者）の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 一次審査通過者及び参加者が1者になった場合でも業者選定を実施するものとする。

(3) 審査基準

①審査項目・配点

項 目	配 点
① 設計・施工体制 ・設計、工事監理、施工体制が充実しているか ・十分な実績を有する製品を使用しているか ・適切な工程計画であるか ・実施体制に綾部市内業者を活用しているか	20点
② 機器仕様及び機能拡張 ・LED表示部の仕様 ・規格及びデザイン性	20点
③ 操作性 ・選手名入力、得点等の操作は容易か ・操作内容のマニュアルが整備されているか	20点
④維持管理計画 ・工事維持管理費低減のための提案はあるか。 ・維持管理費（消費電気量・定期点検費・部品交換費等）の経済性は適切か ・施設の耐用年数 ・障害発生時のサポート体制等、保守体制が充実しているか ・品質保証及び性能保証について	20点
⑤自由提案 ・効果を高める提案等 ・その他創意工夫 ・取組み意欲	20点
⑥見積金額	10点
合 計	110点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
20点	20	16	12	8	4
10点	10	8	6	4	2

(4) 審査結果の通知

審査結果は、各提案者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和5年10月24日（火）

6. 二次審査について（プレゼンテーション及びヒアリング）

(1) 実施日：令和5年10月16日（月）予定

説明会の日時等は、参加申込書（様式1）の担当者に通知する。

(2) 実施場所：綾部市役所（綾部市若竹町8番地の1）

(3) 実施方法：提案者は、準備5分以内、説明20分以内、質疑応答20分以内、片付け5分以内、合計50分以内とする。

(4) 説明は提出した提案書に記載された内容について行うものとし、提案書に書かれていない内容の追加は認めない。

(5) 説明にあたり、電源、プロジェクター1台（HDMI 又は D-SUB 接続）、スクリーン1台、MAXHUB 1台を使用することができる。プロジェクター、スクリーン以外の必要な機材等は、原則として提案者で用意すること。

7. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果は、提案者に通知する。

(2) 結果通知の際、他の提案者の名称及び提案内容は公表しない。

(3) 審査結果は、本市のホームページに公表する。

(4) 審査結果に対する異議は申し立てることができない。

8. 契約等

(1) 優先交渉権者に選定された者と市の間で、業務内容等について再度調整を行った上で協議が整った場合、業務の契約を行う。

(2) 審査結果に基づき、優先交渉権者を契約交渉の相手方とする。交渉の結果、当該優先交渉権者と契約が成立しなかった場合は、次点の者を契約交渉の相手方とする。

(3) 契約金額が1億5千万円以上の場合は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、綾部市議会の議決を要するため、議会の議決までは仮契約を締結し、承認後本契約に移行する。

(4) 本事業の支払いは、綾部市会計規則によるものとする。

9. 参加資格の取消し

以下に該当した際には参加資格を取り消すものとする。

(1) 提出書類に不備があるもの。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。

(3) 提出書類が第3者の著作権、意匠権等を侵害しているもの。

(4) 選定委員への説明会の開始時刻に間に合わなかったもの。

(5) 「3. 参加申込者の資格要件」を満たすことが出来なくなったもの。

(6) その他不適切と判断したもの。

1 0. 実施要項に対する質疑・回答

実施要項に対する質疑・回答を以下のとおりとする。

提出期限：令和5年8月25日（金）午後5時まで

回答期限：令和5年8月31日（木）午後5時まで

- (1) 質疑のある者は、質疑書（様式9）にその内容を簡潔に記載し、事務局の電子メールアドレス宛に送信することとし、送信した旨の連絡を事務局に行うこと。なお、上記の方法以外での問い合わせには応じないので留意のこと。
- (2) 回答は、市ホームページで公開することとし、口頭による個別対応は行わない。
- (3) なお、回答は本要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

1 1. 事業地の見学等

事業地の見学等については、要望に応じて対応する。

見学等を要望する者は、事務局へ事前に電話連絡をすること。

なお、見学等の具体的な手順等については、事務局が指示する。

1 2. スケジュール

令和5年 8月17日（木）：公募開始、質疑受付開始

8月25日（金）：質疑受付締切 午後5時まで

8月31日（木）：質疑回答予定

※内容により回答できない場合がある。

9月22日（金）：公募締切 午後5時まで（必着）

10月 6日（金）：一次審査結果通知

10月16日（月）：二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

10月24日（火）：最終審査結果の通知（優先交渉権者決定）

11月上旬：優先交渉権者との協議・仮契約

12月下旬：市議会12月定例会承認後、本契約へ移行

令和6年6月30日（日）：履行期限

※上記日程は事情により変更する場合がある。

1 3. 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

1 4. 参加に当たっての留意事項

参加に当たっては、参加申込者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。公正に手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、市は、当該参加者を参加手続きに

参加させず又は参加手続きの執行を延期もしくは取り止めることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、その他、市が必要と認めたときは、手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

1 5. その他

- (1) 市は、提案者の審査を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。契約に至らなかった提案者の提出書類は、本提案審査の目的以外には使用しない。なお、提案書類は返却しない。
- (3) この事業の契約が成立するまでの間において、提案者が「9. 参加資格の取消し」に該当することとなった場合は、当該提案者と契約を締結しない。
- (4) 契約が成立した提案者の提案書等は、市が事業説明を行うため、データの提出を求め、公表することがある。
- (5) 参加申請書提出以降に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、企画提案書提出期限までに辞退届（様式10）を提出すること。なお、これを理由に以降に不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (6) 事業の実施にあたり協力業者を選定する場合や資材及び機材の購入や借入等をする場合は、綾部市内の業者を優先して活用するよう努めること。
- (7) 本プロポーザルにおいて、綾部市の要求を満たす提案がなかった場合、優先交渉権者の選定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、本市の要求を満たす提案であれば、その者を優先交渉権者として選定する。

1 6. 事務局

(問い合わせ先)

綾部市役所定住交流部 文化・スポーツ振興課

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

電話 0773-42-4356

FAX 0773-42-4406

メール bunkasports@city.ayabe.lg.jp